

(趣旨)

第1条 この要項は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者(児童生徒に対して親権を行う者又は後見人その他の者で、現に児童生徒を保護するものをいう。以下同じ。)に対し、予算の範囲内において、就学に必要な援助(以下「就学援助」という。)を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する市内の国公立の小学校、中学校又は義務教育学校(以下「国公立小中学校」という。)に在学する児童生徒の保護者とする。ただし、市立以外の学校に在学する児童生徒の保護者にあつては、市内に住所を有する者に限る。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)のうち、現に同法の規定による保護(以下「生活保護」という。)を受けているもの
- (2) 要保護者のうち現に生活保護を受けていないもの又は要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者で、別表第1に定める認定基準に該当するもの

(就学援助の対象経費)

第3条 就学援助は、次の各号に掲げる経費について行うものとする。ただし、前条第1号に該当する者の就学援助については、第7号及び第8号に掲げる経費に限る。

- (1) 学用品及び通学用品費
- (2) 新入学児童生徒学用品費
- (3) 学校給食費
- (4) 通学費
- (5) 校外活動費
- (6) 宿泊学習費
- (7) 修学旅行費
- (8) 医療費
- (9) クラブ活動費
- (10) 生徒会費
- (11) PTA会費
- (12) 卒業アルバム代等
- (13) 臨時休業期間昼食費

(要保護児童生徒の認定)

第4条 市長は、児童生徒の保護者が第2条第1号に該当する場合は、当該児童生徒を要保護児童生徒に認定し、要保護児童生徒(準要保護児童生徒)認定通知書(様式第1号)により、当該要保護児童生徒の認定を受けた児童生徒の保護者及び児童生徒が在学する学校の校長(以下「校長」という。)に通知するものとする。

(準要保護児童生徒の申請)

第5条 就学援助を受けようとする者(第2条第1号に該当する者を除く。)は、準要保護児童生徒認定申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)に前年の収入額を確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、校長を経由して市長に提出しなければならない。

(準要保護児童生徒の認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請内容を審査し、適当と認める者については、当該申請に係る児童生徒を準要保護児童生徒に認定し、要保護児童生徒(準要保護児童生徒)認定通知書により、不適当と認める者については、準要保護児童生徒に認定しない旨の通知書(様式第3号)により、当該申請をした者及び校長に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る内容について調査の必要があると認めるときは、民生委員に調査を依頼することができる。

(認定台帳の作成)

第7条 校長は、第4条、前条第1項及び第16条第2項の規定による認定の通知を受けたときは、認定台帳(様式第4号)を作成し、市長へ提出しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、要保護児童生徒の保護者が第2条第1号に該当しないこととなったときは、当該要保護児童生徒の認定を取り消し、要保護児童生徒(準要保護児童生徒)認定取消通知書(様式第5号)により当該要保護児童生徒の保護者及び校長に通知するものとする。

2 市長は、準要保護児童生徒の保護者が次の各号のいずれかの場合に該当するときは、当該準要保護児童生徒の認定を取り消し、要保護児童生徒(準要保護児童生徒)認定取消通知書により当該準要保護児童生徒の保護者及び校長に通知するものとする。

(1) 第2条第2号に該当しなくなったとき。

(2) 準要保護児童生徒辞退届(様式第6号)を提出したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(就学援助の期間)

第9条 要保護児童生徒の保護者が就学援助を受けることができる期間は、第4条の規定により認定を受けた日から当該認定を受けた日の属する年度の末日までの期間とする。

2 準要保護児童生徒の保護者が就学援助を受けることのできる期間は、当該申請をした日の属する月の初日から当該年度の末日までの期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、就学援助を開始する日を変更することができる。

3 当該年度の準要保護児童生徒の認定に係る申請を前年度の末日までにした者に対する前項の規定の適用については、同項中「当該申請をした日の属する月の初日」とあるのは「当該申請をした日の属する年度の翌年度の初日」とする。

(就学援助費の支給額)

第10条 就学援助として支給する費用(以下「就学援助費」という。)の額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 校長は、就学援助費を請求するときは、就学援助費支給明細書(様式第7号)及び委任状(様式第8号)を市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。この場合において、当該支給しようとする就学援助費に次の各号に掲げる経費を含むときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 第3条第4号に掲げる経費 通学証明書(様式第9号)
 - (2) 第3条第5号に掲げる経費 就学援助費に係る校外活動実施報告書(様式第10号)及び会計報告書
 - (3) 第3条第6号に掲げる経費 就学援助費に係る宿泊学習実施報告書(様式第11号)及び会計報告書
 - (4) 第3条第7号に掲げる経費 就学援助費に係る修学旅行実施報告書(様式第12号)及び会計報告書
 - (5) 第3条第9号に掲げる経費 就学援助費に係るクラブ活動実績報告書(様式第12号の2)及び会計報告書
 - (6) 第3条第10号に掲げる経費 就学援助費に係る生徒会費報告書(様式第12号の3)及び会計報告書
 - (7) 第3条第11号に掲げる経費 就学援助費に係るPTA会費報告書(様式第12号の4)及び会計報告書
 - (8) 第3条第12号に掲げる経費 就学援助費に係る卒業アルバム代等報告書(様式第12号の5)及び会計報告書
- (就学援助費の支給)

第11条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月に校長を経由して要保護児童生徒及び準要保護児童生徒(以下「要保護児童生徒等」という。)の保護者に就学援助費(市立学校に在学する要保護児童生徒等の保護者に対する第3条第3号に係るものを除く。)を支給するものとする。ただし、第3条第5号から第7号までに係る就学援助費は校長に、第3条第8号に係る就学援助費は要保護児童生徒等が受診した医療機関等からの請求に基づき当該医療機関等に支払うものとする。

- (1) 4月から6月までの就学援助費 7月
- (2) 7月から11月までの就学援助費 12月
- (3) 12月から翌年の3月までの就学援助費 3月

2 前項の規定にかかわらず、市長は、要保護児童生徒等の保護者からの申出があった場合であって、適当と認めるときは、口座振込の方法により要保護児童生徒等の保護者に就学援助費を支給することができる。ただし、同項ただし書に掲げる就学援助費を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、同項に定める月以外の月に就学援助費を支給する必要があるときは、就学援助費を支給することができる。

(領収証)

第12条 要保護児童生徒等の保護者は、前条の規定により就学援助費の支給を受けたときは、就学援助費領収証(様式第13号)を提出しなければならない。ただし、同条第1項ただし書の規定により就学援助費を医療機関に支払った場合、前条第2項の規定により就学援助費を口座振込の方法により要保護児童生徒等の保護者に支給した場合又は市長が特に認める場合は、この限りでない。

(異動等)

第13条 準要保護児童生徒の保護者は、当該準要保護児童生徒の認定に係る事項に変更が生じたときは、当該変更事項を記載した書面を校長を経由して市長に提出しなければならない。

2 校長は、要保護児童生徒等が市内の国公立小中学校に転学又は進学をした場合は、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒異動通知書(様式第14号)により転学先又は進学先の校長に通知しなければならない。

ならない。

(費用の返還)

第14条 市長は、第8条の規定により要保護児童生徒等の認定を取り消したときは、当該要保護児童生徒等の保護者又は校長から既に支給した就学援助費の一部又は全部を返還させることができる。

2 当該要保護児童生徒等の保護者は、前項の規定により就学援助費を返還するときは、校長を経由して行うものとする。

3 校長は、前項の規定により就学援助費を返還するときは、市長に就学援助費戻入報告書(様式第15号)を提出しなければならない。

(入学前の新入学児童生徒学用品費の支給等)

第15条 市長は、市内に住所を有する入学予定者(翌年度に国公立の小学校又は義務教育学校(以下「小学校等」という。)に入学を予定している者をいう。以下同じ。)の保護者(第2条第2号に該当する保護者に限る。)に対し、第3条第2号に掲げる経費に係る就学援助費を当該入学予定者が小学校等に入学する年度の前年度の3月に支給することができる。

2 第5条、第6条、第8条第2項、第10条第1項、第13条第1項及び前条第1項の規定は、前項の規定による就学援助費の支給について準用する。この場合において、第5条中「校長を経由して市長」とあるのは「市長」と、第6条第1項中「当該申請をした者及び校長」とあるのは「当該申請をした者」と、第8条第2項中「保護者及び校長」とあるのは「保護者」と、同項第1号中「とき」とあるのは「とき又は第15条第1項に規定する入学予定者が市内の国公立の小学校又は義務教育学校に入学しなかったとき」と、第13条第1項中「校長を経由して市長」とあるのは「市長」と、前条第1項中「保護者又は校長」とあるのは「保護者」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第6条第1項の規定により準要保護児童生徒の認定を受けた入学予定者の保護者は、第1項の規定による就学援助費の支給を受けようとするときは、市長が定める期日までに書面により請求しなければならない。

(入学後の就学援助)

第16条 前条の規定により入学前の新入学児童生徒学用品費の支給の対象となった入学予定者が市内の国公立の小学校等に入学したときは、当該児童は、入学年度の初日に第6条第1項の認定を受けたものとみなす。ただし、第3条第2号に掲げる経費に係る就学援助費は、重複して支給しない。

2 前項に規定する場合においては、市長は、要保護児童生徒(準要保護児童生徒)認定通知書により当該児童が入学した小学校等の校長に通知するものとする。

(補則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成23年水戸市告示第261号)

(施行期日)

1 この要項は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要項の施行の日以前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正

を行い、使用することができる。

付 則（平成 26 年水戸市告示第 79 号）

（施行期日）

- 1 この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 26 年度以後の年度分の就学援助費について適用し、平成 25 年度以前の年度分の就学援助費については、なお従前の例による。

付 則（平成 27 年水戸市告示第 126 号）

（施行期日）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（平成 28 年水戸市告示第 99 号）

（施行期日）

- 1 この要項は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要項の施行の日以前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成 28 年水戸市告示第 274 号）

（施行期日）

- 1 この要項は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要項の施行の前日に作成した様式第 2 号の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成 29 年水戸市告示第 93 号）

この要項は、公布の日から施行し、この要項による改正後の別表第 2 の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 30 年水戸市告示第 40 号）

（施行期日）

- 1 この要項は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要項の施行の前日に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成 30 年水戸市告示第 67 号）

（施行期日）

- 1 この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要項の施行の前日に作成した様式第 2 号の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成 31 年水戸市告示第 87 号）

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年水戸市告示第 40 号）

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（令和 2 年水戸市告示第 148 号）

この要項は、公布の日から施行し、改正後の水戸市就学援助実施要項の規定は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和 3 年水戸市告示第 62 号）

（施行期日）

- 1 この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の水戸市就学援助実施要項（以下「実施要項」という。）の規定は、令和 3 年度以後の年度分の就学援助費の支給について適用し、令和 2 年度以後の年度分の就学援助費の支給については、なお従前の例による。
- 3 令和 3 年 3 月 31 日までの間における実施要項第 3 条第 2 号に掲げる経費に係る就学援助費の支給に係る実施要項第 2 条及び第 15 条並びに別表第 2 の規定の適用については、実施要項第 2 条中「市内の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程」とあるのは「市内の小学校又は義務教育学校」と、「とする」とあるのは「とする。ただし、市立以外の学校に在学する児童生徒の保護者にあつては、市内に住所を有する者に限る」と、実施要項第 15 条第 1 項中「翌年度に」とあるのは「令和 3 年度に国公立の」と、実施要項別表第 2 中

「

50,600	57,400
--------	--------

」とあるのは

「

51,060	60,000
--------	--------

」とする。

- 4 令和 2 年度において改正前の別表第 1 備考 2 に規定する者に該当したものに対しては、同表備考 2 の規定は、なおその効力を有する。

（水戸市就学援助実施要項の特例を定める要項の一部改正）

- 5 水戸市就学援助実施要項の特例を定める要項（令和 2 年水戸市告示第 154 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「10,890 円」を「11,000 円」に、「8,710 円」を「8,800 円」に改める。

別表第1（第2条関係）

認定基準
<p>1 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者であること。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税措置(3) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免措置(4) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免措置(5) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免措置(6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金の掛金の減免措置(7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく国民健康保険税の減免措置又は徴収の猶予措置(8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給措置(9) 前各号に定めるもののほか、次のいずれかに該当する者であること。<ul style="list-style-type: none">ア 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者イ 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者ウ 学校納付金の納付状態の悪い者、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で生活状態が極めて悪いと認められる者エ 経済的理由により児童生徒の欠席日数が多い者オ 当該年度において、次のいずれかに該当し、経済的に困窮していると認められる者<ul style="list-style-type: none">(ア) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた者(イ) 世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、当該世帯の収入が著しく減少した者(ウ) 世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した者 <p>2 次のいずれかに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 世帯の前年の収入額（給与収入、自営収入、雑収入、年金、児童手当、児童扶養手当及び養育費を加えた世帯の全ての収入額）が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に基づき、別に定める算式により算定した額の1.5倍未満の者(2) 特別の事情により前号に準ずる者

備考 第1項及び第2項のいずれにも該当する者を認定の対象とする。

別表第2 (第10条関係)

就学援助費の額

支給額 就学援助種類		第2条第2号に該当する者				第2条第1号に該当する者	
		小学校		中学校			
		第1学年	第2～6学年	第1学年	第2・3学年		
学用品・通学用品費	年額	11,630	13,900	22,730	25,000	生活保護費から支給	
	第1期(4・5・6月分)	3,170	3,800	6,210	6,820		
	第2期(7・9・10・11月分)	4,230	5,050	8,260	9,090		
	第3期(12・1・2・3月分)	4,230	5,050	8,260	9,090		
	月額	1か月分	1,060	1,260	2,070		2,270
		2か月分	2,120	2,520	4,140		4,540
		3か月分	3,170	3,800	6,210		6,820
		4か月分	4,230	5,050	8,260		9,090
新入学児童生徒学用品費		51,060		60,000			
学校給食費		<p>学校給食費として市長又は校長が保護者から徴収する額。ただし、児童生徒1人当たりの月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。</p> <p>(1) 小学校 4,300円</p> <p>(2) 中学校 4,500円(国田義務教育学校にあつては、4,600円)</p>					
通学費		<p>小学校に在学する児童にあつては4キロメートル以上、中学校に在学する生徒にあつては6キロメートル以上通学する場合に利用する交通機関の定期乗車券の購入費。ただし、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第2項(同令第6条において準用する場合を含む。)の規定により指定された学校(同令第8条の規定により変更されたものを除く。)に通学する場合に限る。</p>					
校外活動費		市長が適当と認める額					
宿泊学習費		市長が適当と認める額					
修学旅行費		市長が適当と認める額(市立以外の小学校にあつては22,000円、市立以外の中学校にあつては80,000円を限度とする。)					
医療費		学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病の治療のための医療に要した費用					
クラブ活動費		<p>クラブ活動(課外の部活動を含む。)の実施に必要な用具(児童生徒が個々に用意することとされているものに限る。)購入費、活動費等の経費のうち、全員が一律に負担するもの。ただし、小学校にあつては2,760円、中学校にあつては30,150円を限度とする。</p>					
生徒会費		<p>生徒会費(児童会費、学級費及びクラス会費を含む。)のうち、全員が一律に負担するもの。ただし、小学校にあつては4,650円、中学校にあつては5,550円を限度とする。</p>					
PTA会費		<p>学校、学級、地域等を単位とするPTA活動に要する経費のうち、全員が一律に負担するもの。ただし、小学校にあつては3,450円、中学校にあつては4,260円を限度とする。</p>					
卒業アルバム代等		<p>通常作成する卒業アルバム及び卒業記念写真の購入費。ただし、小学校にあつては11,000円、中学校にあつては8,800円を限度とする。</p>					
臨時休業期間昼食費		<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために臨時休業を実施した月について、児童生徒1人当たり次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に、当該臨時休業により学校給食を実施しなかった日数を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額。ただし、小学校にあつては4,300円、中学校にあつては4,500円(国田義務教育学校にあつては、4,600円)から学校給食費として支給する額を減額した額を上限とする。</p> <p>(1) 小学校 240円</p> <p>(2) 中学校 250円(国田義務教育学校にあつては、260円)</p>					

備考 この表において「小学校」とは小学校及び義務教育学校の前期課程を、「中学校」とは中学校及び義務教育学校の後期課程をいう。